

変更

地域森林（変更）計画書

（太田川森林計画区）

計画期間

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

（令和 6 年 1 2 月変更）



広島県

【変更事項及び理由】

1 変更事項

以下の事項について変更する。変更事項以外については、従前の計画書のとおりとする。変更は、令和7年4月1日から効力を生じるものとする。

はじめに

III 計画事項

第1 計画の対象とする区域

第2 計画量等

2 今期計画

(4) 林道の開設及び拡張に関する計画

第4 森林の整備に関する事項

2 造林

(1) 人工造林に関する指針

3 間伐及び保育

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

(附) 参考資料

2 森林の現況

(9) 森林の被害

7 林分密度管理図

(1) スギ林の収量比数 R_y による管理表

(2) ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表

2 変更理由

森林法第5条第5項の規定による森林の現況、経済事情等に変動があったため。

目 次

はじめに	1
------------	---

I 広島県の基本方針

第1 広島県の基本的な考え方	
第2 広島県が定める目標	
1 森林資源経営サイクルの構築	
2 森林資源利用フローの推進	
3 山地災害防止に向けた取組	
4 森林の公益的機能の維持	

II 計画区の概要

第1 計画区の位置	
第2 自然的条件	
1 地形	
2 気候	
3 地質及び土壌	
第3 社会経済的条件	
1 人口	
2 産業	
3 交通	
4 土地利用	
第4 森林・林業の概況	
第5 計画樹立に当たっての基本的考え方	

III 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	3
第2 計画量等	5
1 前計画の実行結果の概要及びその評価	
(1) 伐採立木材積	
(2) 間伐面積	
(3) 人工造林及び天然更新別面積	

(4) 林道の開設及び拡張	
(5) 保安林の整備及び治山事業	
2 今期計画	5
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2) 間伐面積	
(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積	
(4) 林道の開設及び拡張に関する計画	6
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(6) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施 すべき森林施業の方法及び時期	
第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標	
2 森林の整備及び保全の基本方針	
3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における 施業の方法に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進 すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の 方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の 状態等	
5 その他必要な事項	
第4 森林の整備に関する事項	13
1 立木竹の伐採（間伐以外）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林	13
(1) 人工造林に関する指針	13
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育	14
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に 関する指針	14
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	15

(3) その他必要な事項	
4 林道等の開設や林産物の搬出	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 （路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法	
(6) その他必要な事項	
5 森林施業の合理化等	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林 施業の共同化に関する方針	
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に 関する方針	
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(5) その他必要な事項	
第5 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意 すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する 必要のある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設	
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	

3	鳥獣害の防止	
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の 防止の方法に関する方針	
(2)	その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等	
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3)	林野火災の予防の方針	
(4)	その他必要な事項	
第6	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に 関する事項	
1	保健機能森林の区域の基準	
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他制限林の施業方法	
2	その他必要な事項	

(附)	参考資料	16
-----	------------	----

1	森林計画区の概要	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	
(2)	地況	
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	
(5)	産業別就業者数	
2	森林の現況	
(1)	齢級別森林資源表	
(2)	制限林普通林別森林資源表	
(3)	市町村別森林資源表	
(4)	所有形態別森林資源表	
(5)	制限林の種類別面積	
(6)	樹種別材積表	
(7)	特定保安林の指定状況	
(8)	荒廃地等の面積	
(9)	森林の被害	16
(10)	防火線等の整備状況	

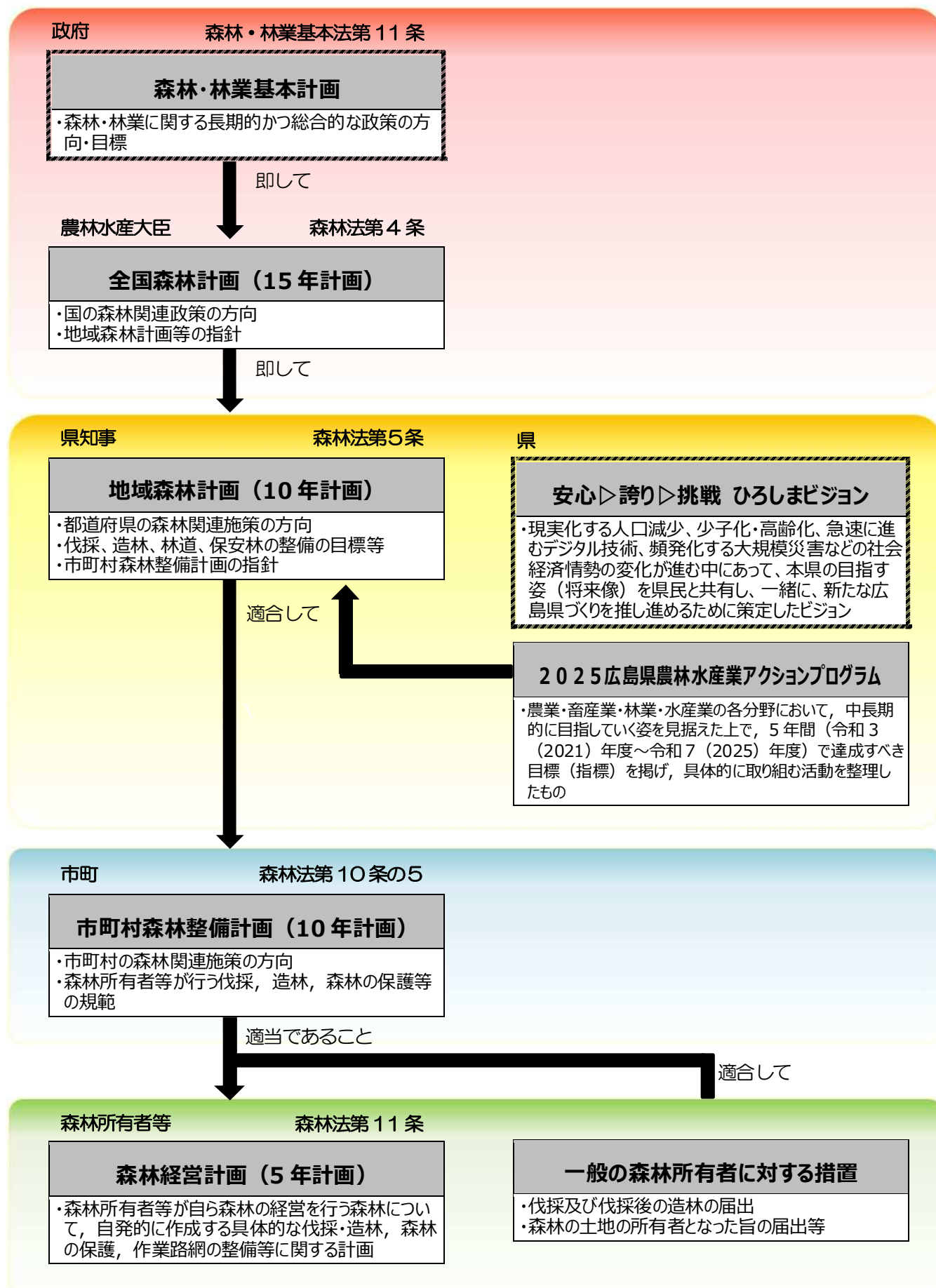
3	林業の動向	
(1)	保有山林規模別林家数	
(2)	森林経営計画の認定状況	
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	
(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(5)	林業事業体等の現況	
(6)	林業労働力の概況	
(7)	林業機械化の概況	
(8)	作業路網等の整備の概況	
4	前期計画の実行状況	
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2)	間伐面積	
(3)	人工造林・天然更新別面積	
(4)	林道の開設及び拡張の数量	
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
ア	保安林の指定又は解除の面積	
イ	治山事業の数量	
5	今期計画の明細	
(1)	伐採材積及び人工造林・天然更新の明細	
6	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1)	森林より森林以外への異動	
(2)	森林以外より森林への異動	
7	林分密度管理図	17
(1)	スギ林の収量比数 R_y による管理表	17
(2)	ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表	18
8	主伐可能量の目安	
(1)	主伐（皆伐）上限量の目安	
(2)	再造林率に応じた持続的伐採可能量	

はじめに

地域森林計画は、森林法第5条に規定のとおり、都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林を森林計画区（全158森林計画区）別に、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、都道府県の森林関連施策の方向や、地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

広島県では、県の基本計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」のもと、「2025広島県農林水産業アクションプログラム」を策定し、農林水産業における目指すべき姿の中長期的な目標（指標）や具体的な取組方針を示していることから、アクションプログラムに沿った内容を、地域森林計画に記載しています。

また、市町村森林整備計画は、市町村長が、地域森林計画に**適合して**、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、地域に最も密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて、森林所有者が行う森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めていることから、市町村の森林づくりの長期的な構想となるものです。



Ⅲ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする民有林の面積は、次表のとおりです。

なお、地域森林計画の対象とする民有林は、次の事項の対象となります。

- ① 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
- ② 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出
- ③ 森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

市町別面積

区 分			面積 (ha)	備考
総数			<u>183,098.44</u>	
広島市	中区、東区、 南区、西区	(広島)	<u>1,252.28</u>	
	東区	(安芸)	<u>1,573.66</u>	
	安芸区	(船越)	<u>123.52</u>	
		(瀬野川)	<u>3,742.90</u>	
		(阿戸)	<u>1,559.02</u>	
		(矢野)	<u>634.04</u>	
	安佐南区	(祇園)	<u>391.39</u>	
		(安古市)	<u>627.84</u>	
		(佐東)	<u>574.93</u>	
		(沼田)	<u>4,715.55</u>	
	安佐北区	(安佐)	<u>8,245.07</u>	
		(可部)	<u>6,224.65</u>	
		(高陽)	<u>3,132.78</u>	
		(白木)	<u>7,950.87</u>	
	佐伯区	(五日市)	<u>3,301.78</u>	
		(湯来)	<u>13,275.30</u>	
	小計		<u>57,325.58</u>	

市町別面積

区 分		面積 (ha)	備考
大竹市		<u>5,654.07</u>	
廿日市市	(廿日市)	<u>2,853.11</u>	
	(佐伯)	<u>16,111.52</u>	
	(吉和)	<u>10,243.08</u>	
	(大野)	<u>5,779.90</u>	
	小計	<u>34,987.61</u>	
安芸郡	府中町	<u>430.43</u>	
	海田町	<u>519.65</u>	
	熊野町	<u>1,861.84</u>	
	坂町	<u>710.57</u>	
山県郡	安芸 太田町	(加計)	<u>7,732.47</u>
		(筒賀)	<u>4,775.49</u>
		(戸河内)	<u>15,547.49</u>
		小計	<u>28,055.45</u>
	北広島町	(芸北)	<u>22,344.95</u>
		(大朝)	<u>7,552.58</u>
		(千代田)	<u>13,506.43</u>
		(豊平)	<u>10,149.28</u>
		小計	<u>53,553.24</u>

注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 森林計画図は、農林水産局林業課、西部農林水産事務所において縦覧に供する。

第 2 計画量等

2 今期計画

今期計画における計画量については、次のとおりです。

(1)～(3) (略)

(4) 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
太田川	開設	自動車道	総数	81 路線		107,735	9,426			
			広島市	13 路線		16,000	813			
			(安芸)	2 路線		2,000	183			
				呉 姿々 宇		1,700	148	○		
				呉 姿々 宇 (支)		300	35			
			(阿戸)	1 路線		2,000	35			
				景 浦 2 号		2,000	35	○		
			(沼田)	1 路線		1,200	214			
				三 王 原		1,200	214			
			(可部)	1 路線		1,500	71			
				上 町 屋	林業専用道	1,500	71			
			(安佐)	1 路線		3,000	70			
				鈴 張	林業専用道	3,000	70			
			(高陽)	1 路線		1,900	27			
				中 深 川	林業専用道	1,900	27			
			(白木)	1 路線		1,000	9			
				椿 山	林業専用道	1,000	9			
			(五日市)	1 路線		1,000	67			
				仏 峠		1,000	67	○		
			(旧湯来町)	4 路線		2,400	137			
				表 ケ 平 (支)		200	16			
				上 中 山		800	79			
				楠 谷	林業専用道	400	28			
				小 方 山	林業専用道	1,000	14			
			廿日市市	18 路線		19,620	1,805			
			(廿日市市)	5 路線		2,900	291			
				長 野		200	38			
				深 山		200	67			
				森 宗		200	81			
				牛 池		200	55			
				玖 島 川 末		2,100	50			
			(旧佐伯町)	5 路線		10,100	396			
				太田川林業地 基幹	指定林道	6,900	202	○		
				本 谷		300	62			
				大 虫 (支)	林業専用道	400	8			
				三 島 原 貫 兵	指定林道	2,200	114	○		
				玖 島 川 末		300	10	○		
			(旧吉和町)	6 路線		6,020	1,013			
				頓 原 追 谷		3,720	155			
				高 橋		300	90			
				大 下 山	林業専用道	1,100	300			
				汐 原		300	209			
				頓 原 立 山		300	87			
				熊 崎		300	172			
			(旧大野町)	2 路線		600	105			
				松ヶ原奥谷 尻 (支)		300	61			
				鵜 ケ 岡		300	44			

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
太田川	開設	自動車道	安芸太田町 (旧加計町)	33 路 線		51,965	2,124			
				13 路 線		23,395	836			
				光 石		1,000	39			
				大 土 地		1,000	30			
				黒 峠		1,300	30			
				上 原		1,000	32			
				長 者 ケ 原		1,000	56			
				上 田 野 原		606	19			
				川 平		1,198	27			
				香 郷		576	20			
				大 谷		891	28			
				本 郷 ・ 五 反 田		6,739	197			
				二 谷 ・ 屋 敷		2,389	211	○		
				穴 ケ 迫 平		2,429	84			
				荒 井 川		3,267	63			
			(旧筒賀村)	4 路 線		2,574	382			
				根 武 谷 山		800	154			
				下 市 段		500	71			
				数 舟 後 山		500	126			
				大 井		774	31			
			(旧戸河内町)	16 路 線		25,996	906			
				黒 滝		600	100			
				横 川 西 平		700	50	○		
				内 黒 山		1,000	32			
				大 井 谷		800	53			
				火 の 谷		400	43			
				畑 ケ 谷		900	33			
				上 田 吹 西 平	林業専用道	2,500	50	○		
				正 教 山		3,000	150			
				丈 ケ 谷 山		300	47			
				粒 谷		1,818	46			
				川 東 平		1,331	30			
				那 須		1,047	43			
				砥 石 山		800	14			
				内 黒 峠		7,500	180			
				念 仏 坊		1,800	18			
				瀬 戸		1,500	17			
太田川	開設	自動車道	北広島町 (旧芸北町)	17 路 線		20,150	4,684			
				4 路 線		9,450	3,103			
				細 見 大 塚	指定林道	3,000	2,693	○		
				大 原		2,550	182	○		
				溝 口 畑 ケ 谷		3,500	220			
				地 獄 谷	林業専用道	400	8			
			(旧大朝町)	3 路 線		3,400	894			
				十 文 字		800	132			
				細 見 大 塚	指定林道	2,000	673	○		
				大 町 谷		600	89			
			(旧千代田町)	5 路 線		4,100	445			
				文 蔵		1,000	72			
				見 反 谷		1,000	162			
				木 次		1,000	98			
				灰 谷		500	38			
				寺 原	林業専用道	600	75			
			(旧豊平町)	5 路 線		3,200	242			
				榎 ケ 峠		900	30			
				西 宗 浄 土 平		800	69			
				西 宗		500	43			
				大 番 谷		500	46			
				岩 倉		500	54			

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市村)	路線名	区 分	(延長及 び箇所 数)	(利用区 域面積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
太田川	拡張	自動車道	総数	255 路線		492,216	48,299			
			広島市	83 路線		181,333	12,830			
			(安芸)	7 路線		9,500	830			
	(法面保全・局部)			福田大谷		1,200	120			
	(幅員・法面保全・舗装)			谷山		500	125			
	〃			藤ヶ丸		1,100	230			
	〃			馬木大谷		2,500	140			
	〃			呉婆々宇(支)		300	35			
	(法面保全・舗装)			菰口		900	32			
	(法面保全)			呉婆々宇		3,000	148	○		
			(瀬野川)	4 路線		4,400	263			
	(幅員・舗装)			五八霜		200	50			
	(法面保全・舗装)			鹿子垣内		1,600	53	○		
	(法面保全・局部)			立石藤ヶ丸		1,500	124			国道路
	(舗装)			呉婆々宇		1,100	36	○		
			(阿戸)	8 路線		12,500	740			
	(法面保全・舗装)			牛ヶ谷		1,700	187			
	〃			舛越		1,600	80			
	(局部・法面保全・舗装)			景浦		3,300	80	○		
	(局部・舗装)			押谷		1,400	93	○		
	(幅員・舗装)			銚取		700	86			
	〃			龍王		1,000	30			
	〃			三谷		800	62			
	(法面保全・舗装・側溝)			景浦2号		2,000	122			
			(矢野)	1 路線		700	49			
	(局部・法面保全)			串掛		700	49			
			(沼田)	11 路線		27,800	1,100			
	(局部)			柿の木谷		900	45			
	(局部・法面保全・舗装)			丹原		3,400	82			
	(局部)			横滝山		1,100	37			
	(法面保全・舗装)			西平次		3,300	153			
	(局部・舗装)			貴船1号		1,500	44			
	〃			飯の山		6,300	30	○		
	(幅員・舗装・局部)			三王原		5,900	214			
	(法面保全・幅員)			松山		2,600	253	○		
	〃			貴船2号		600	45			
	〃			藪ヶ峠		1,000	112			
	(法面保全)			平次		1,200	85			
			(安佐)	13 路線		22,000	1,299			
	(局部)			追分		500	42			
	〃			瀬谷		2,600	192	○		
	(法面保全)			中田頭		1,800	35	○		
	〃			畑		1,400	88			
	〃			高山		900	35			
	(舗装)			後山		1,100	48			
	〃			野登呂		1,800	14	○		
	〃			牛頭山		400	30			
	(局部・舗装)			鈿		900	52			
	(局部・法面保全)			荒谷		3,000	104			
	(法面保全・舗装)			片廻		2,600	247			
	(舗装)			小河内		3,000	170			
	(舗装)			松郷		2,000	242			
			(可部)	4 路線		9,200	497			
	(法面保全)			上原東山		1,500	61			
	(局部)			滑の下		200	75			
	(法面保全・舗装)			綾ヶ谷		4,500	150			
	(法面保全・舗装)			福王寺		3,000	211	○		
			(高陽)	7 路線		10,700	925			
	(局部)			大倉谷(支)		500	166			
	(舗装)			大椿		2,000	195	○		

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市村)	路線名	区 分	(延長及 び箇所 数)	(利用区 域面積)	前半 5ヵ年 の計画 箇所	対図 番号	備 考
太田川	(舗装)		(高陽続き)	西山		700	85			
	(幅員・舗装)			中山		1,400	45			
	(法面保全・舗装)			大倉谷		2,100	145	○		
	(法面保全)			高鉢		3,100	172			
	(幅員・舗装)			高峠(支)		900	117			
	(舗装)		(白木)	11路線		37,600	3,263			
	(法面保全・舗装)			無上谷		2,100	107			
	"			大椿		13,500	1,348	○		
	"			赤柴		4,000	200			
	(法面保全)			下大椿		1,000	15			
	(法面保全・舗装)			内山大又		1,200	122			
	"			戸石		900	35			
	(局部・幅員)			神ノ倉		1,900	79			
	(法面保全)			鳥井原		1,300	312			
	(局部・法面保全・舗装)			三度木		3,200	169			
	(法面保全・幅員)			大槌		6,500	674			
				栃谷		2,000	202			
	(舗装)		(五日市)	4路線		8,100	405			
	(幅員・舗装)			西平次		2,500	121			
	"			笹利		1,600	110			
	"			魚切		1,000	110			
				荒谷		3,000	64	○		
	(舗装)		(旧湯来町)	13路線		38,833	3,459			
	"			麦ヶ平		1,500	86			
	(舗装・局部・法面保全)			東峠		219	80			
	"			大畑郷ノ夷		3,000	255			
	"			木藤谷		1,200	81			
	"			大草		2,186	104			
	"			日浦畑伏郷		2,000	56	○		
	"			白井		2,750	359			
	(法面保全)			弥白		1,000	157			
	"			大沢		300	197			
	(舗装・法面保全)			太田川林業地基幹		11,000	269	○		
	(幅員・橋梁・舗装)			天井滝谷		5,300	714			
	(局部・法面保全・舗装)			石ヶ谷		7,561	951			
				大畑		817	150			
	(法面保全・局部)		大竹市	3路線		8,052	758			
	"			松ヶ原奥谷尻		2,858	193			
	(橋梁)			立戸山		1,121	36			
				小栗林		4,073	529			
			廿日市市	69路線		106,256	14,472			
	(舗装)		(廿日市市)	5路線		6,780	580			
	(局部・舗装・橋梁)			川末		800	100			
	(局部・舗装・橋梁)			野貝原		2,850	240			
	(局部・舗装)			大迫		280	74			
	(法面保全・幅員・局部・舗装)			原		1,500	84	○		
				極楽寺		1,350	82			
	(法面保全)		(旧佐伯町)	33路線		47,332	4,855			
	(舗装)			小林		700	31			
	"			石社原		558	80			
	"			小更		300	35			
	(局部)			東小更		400	71			
	(局部・舗装)			権現		460	114			
	(局部・舗装)			豊平		750	76			
	(局部・舗装)			市野		350	166			
	(局部・舗装)			上岩倉		500	175			
	(局部・舗装)			虫道		300	38			
	(幅員・法面保全・橋梁)			北山		1,976	212	○		
	(局部・法面保全)			大沢		2,125	160	○		
	(橋梁・舗装)			河津原(支)		600	100			

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用区 域面積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
太田川	(橋梁・幅員)		(旧佐伯町続き)	向井原		1,350	56	○		
	(橋梁・幅員)			下山		639	33			
	//			樽川		1,016	60	○		
	(舗装・幅員)			大虫		1,000	289	○		
	(橋梁・局部)			一丁田		228	87			
	(法面保全・舗装)			岩組		1,553	69	○		
	//			鷹の巣		2,399	114	○		
	(幅員・舗装・局部)			青笹		2,000	277			
	//			白ヶ迫		2,000	127			
	//			夏夜鳥		2,360	181			
	(橋梁・局部・舗装)			川上		1,086	30			
	(法面保全・橋梁・幅員)			鹿ノ打		2,485	373			
	(局部・法面保全・幅員)			日浦谷		700	30			
	(橋梁・局部・幅員・法面保全)			河津原		3,000	315	○		
	(橋梁・局部・幅員・舗装)			悪谷		3,570	348	○		
	(幅員・局部・法面保全・舗装)			勝成		3,840	155			
	(幅員・局部・法面保全・舗装)			小栗林		2,998	634			
	(橋梁・局部・法面保全・幅員)			札松		800	18			
	(橋梁・舗装・法面保全・幅員)			所山青笹		2,860	324			
	(舗装・法面保全)			東不知		1,229	33			
	(舗装)			本谷		1,200	44			
	(法面保全・舗装・幅員)		(旧吉和村)	26路線		38,369	7,483			
	//			小川		5,533	590	○		
	(法面保全・局部・橋梁)			押返		1,085	200			
	(局部・幅員・舗装・橋梁)			三坂八郎		1,000	100	○		
	(局部・舗装)			焼山3号		1,000	883	○		
	(法面保全・舗装・幅員)			下山		600	70			
	(舗装)			道ヶ谷		873	77			
	(法面保全・側溝・舗装・局部)			女鹿平		2,000	202	○		
	(法面保全・舗装)			女鹿平(支)		1,750	53			
	(局部・法面保全)			小川(支)		300	134			
	(局部・舗装・法面保全)			十方山		200	160	○		
	(側溝・法面保全・局部)			駄荷		500	301			
	(舗装)			大津		3,469	144	○		
	(舗装・局部)			大向		1,573	75			
	(法面保全・舗装)			魚切		5,689	342	○		
	(舗装・局部)			宇の子		720	185			
	(法面保全・舗装)			八幡原		1,846	71			
	//			八幡原(2号)		1,841	44			
	(法面保全・舗装・幅員)			平家南		1,320	118			
	//			平家		613	130			
	//			和三		1,644	215			
	//			四艘		416	49			
	(法面保全・局部)			立野		1,177	52			
	(法面保全・舗装・幅員)			大長者原		500	651			
	(法面保全・局部)			大谷		1,500	126			
	(法面保全・舗装・局部)			太田川林業地		500	2,383			
	(法面保全・舗装・局部)			銅山		720	128			
	(舗装)		(旧大野町)	5路線		13,775	1,554			
	//			森ヶ谷		2,884	123			
	(舗装・局部)			中津岡		2,094	252			
	//			滝山		867	121			
	(法面保全・局部)			矢草		4,196	148	○		
	(法面保全・局部)			近角		3,734	910			
	(幅員・法面保全・舗装)		府中町	1路線		6,365	276			
	(法面保全)			呉娑々宇		6,365	276			
			海田町	1路線		210	270			
	(法面保全)			串掛		210	270	○		

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用区 域面積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
太田川	(法面保全) " (橋梁) (法面保全) (局部) (幅員・舗装・法面保全) (舗装・法面保全) " " (舗装・法面保全) (局部・舗装) (局部・舗装・法面保全) " " (法面保全) (法面保全) (舗装) (局部・法面保全) " (局部・舗装・法面保全) (局部・幅員・舗装) (局部・舗装) (局部・舗装・法面保全) " " (局部) " " " " " (舗装) " " (局部) (法面保全) " (防護施設) (局部) (局部) (法面保全)		安芸太田町	43 路線		111,864	9,443			
			(旧加計町)	19 路線		55,509	3,051			
				阿正谷		2,116	91			
				水谷横山		8,180	406	○		
				渡畑		18	63			
				安中		1,000	178			
				三谷		100	141			
				草尾		6,410	144	○		
				三谷塩明		10,649	669	○		
				津浪西谷		2,163	55			
				横山		1,745	50			
				三本木		485	35			
				神ヶ尾		1,539	73			
				津浪東谷		1,948	44			
				月の子		4,280	245			
				草尾殿畑		1,323	72			
				辻の河原遅越		4,893	150	○		
				槇ヶ原渡畑		2,562	197			
				高果		1,630	45			
				大箒		700	267			
				二谷・屋敷		3,768	126	○		
			(旧筒賀村)	8 路線		30,279	1,472			
				正木井仁		6,830	259	○		
				猪股		9,519	398			国道路
				大原		5,133	202			
				小々崎蟹股		1,760	100			
				鍋山		568	60			
				鍛冶屋山		4,797	265	○		
				椿山		838	55			
				根武谷山		834	133			
			(旧戸河内村)	16 路線		26,076	4,920			
				堂方		1,550	123			
				向山黒滝		4,300	339	○		
				畑		591	36			
				松原		3,220	635	○		
				王泊		720	144			
				平見谷		3,757	142	○		
				国僧		200	57			
				仲代		500	95			
				横川西平		522	215	○		
				梶ノ木		3,294	299			
				長野峠		200	175			
				猪山		500	668			
				内ヶ倉		2,419	170			
				横川		2,100	1,709			
				上田吹西平		1,203	50			
				柴木		1,000	63			
			北広島町	55 路線		78,136	10,251			
			(旧芸北町)	18 路線		35,243	5,088			
				土嶽		3,067	184	○		
				政所		1,620	60			
				城岩		4,000	226	○		
				上奥原		1,144	98			
				沖山		1,100	74			
				西草		2,546	91			
				雲月		1,311	35			
				水越亀山		5,530	565	○		
				細見大塚		300	2,693			
				平岩		2,025	224			
				大峠		3,175	191	○		

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5ヵ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
太田川	(幅員・舗装)		(旧芸北町続き)	筵峠		500	34			
	(舗装・法面保全)			添谷		2,500	121			
	(舗装)			櫛山		1,180	156			
	(舗装)			上峠		945	50			
	(舗装)			伯耆迫		1,500	92			
	(舗装)			長沢		1,000	103			
	(幅員・舗装)			聖山		1,800	91			
			(旧大朝町)	11路線		8,884	1,715			
	(幅員・法面保全・舗装・橋梁)			小名原		740	122			
	(法面保全・舗装・橋梁)			木屋ヶ谷		300	187			
	(舗装・幅員)			大隴		1,000	98			
	(法面保全)			岩戸青		26	671			
	//			熊城山		950	69			
	(舗装)			大平		497	48			
	//			小岩谷		1,266	82			
	//			後田		600	69			
	//			下寒曳		700	40			
	//			火野山		1,498	173	○		
	//			松ヶ谷		1,307	156	○		
			(旧千代田町)	8路線		12,268	1,526			
	(法面保全・舗装)			春木		1,027	125			
	(幅員拡張・舗装)			今田		2,391	216			
	(局部改良・舗装)			南方畑		1,550	224			
	(局部改良)			万徳		700	107			
	(幅員拡張)			森光		200	212			
	(局部改良)			岩戸青		2,400	238	○		
	(舗装)			芽の山		3,300	177	○		
	(法面保全)		(旧豊平村)	大倉		700	227			
	(法面保全・局部)			18路線		21,741	1,922			
	(幅員・舗装)			黄幡		3,520	150	○		
	(舗装・局部・法面保全)			海応寺		798	46			
	//			大畠		1,170	165	○		
	//			奥見谷		1,120	119			
	//			北龍頭		627	62			
	//			桶佐毛		2,746	222	○		
	//			梅の木		1,140	53			
	//			繁宗		626	52			
	(局部・法面保全・幅員)			鹿渡原		550	109			
	(舗装・局部・法面保全)			滝脇		600	32			
	//			鶉木		177	58			
	//			椎谷		1,700	91			
	(局部・法面保全・橋梁)			中龍頭		495	48			
	(舗装・局部・法面改良)			都志見原		462	60			
	//			駒ヶ滝		350	40			
	//			平家		760	135			
	(舗装)			小見谷		3,900	392	○		
	//			三谷塩明		1,000	88			

(5)～(6) (略)

第4 森林の整備に関する事項

立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針については、次のとおりとし、その標準的な方法は立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとします。

1 立木竹の伐採（間伐以外）

（略）

2 造林

（1）人工造林に関する指針

（略）

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

（略）

なお、苗木の選定については、特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の増加に努めます。

（略）

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数の指針

樹 種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立	<u>1,500</u> ～3,000 本/ha
ヒノキ	中仕立	<u>1,500</u> ～3,000 本/ha
クヌギ	中仕立	3,000～4,000 本/ha
アカマツ	中仕立	3,000～5,000 本/ha

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

その他人工造林の方法の指針

（略）

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

（略）

（2）～（4） （略）

3 間伐及び保育

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、巻末の(附)参考資料7「林分密度管理図」に基づき、次表のとおり上層木の平均樹高と間伐実施前の成立本数(ヘクタール当たり立木密度)により定めますが、これにより難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとします。

また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

<スギ・ヒノキ 3,000本/ha 植栽>

(略)

<スギ・ヒノキ 2,000本/ha 植栽>

(略)

<スギ・ヒノキ 1,500本/ha 植栽>

樹種	仕立本数等	間伐の時期	間伐率 (%)	間伐の方法
		初回		
		I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高 21m	27	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高 18m	27	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,100本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<アカマツ>

(略)

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数に関する指針

(略)

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりとしますが、状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとします。

保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期 (林齢)					備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	スギ	I～II	<u>1,500</u> ～3,000	1	2	3	4	5	
	ヒノキ	I～II	<u>1,500</u> ～3,000	1	2	3	4	5	
	アカマツ	I～II	3,000～5,000	1	2	3	4	5	
除伐	スギ	I～II	3,000	10～11					
			2,000	16～21					
			<u>1,500</u>	<u>17～23</u>					
	ヒノキ	I～II	3,000	11～14					
			2,000	15～20					
			<u>1,500</u>	<u>19～26</u>					
	アカマツ	II	3,000～5,000	10					

注1 地位級のI、IIはI等地、II等地を表す。

2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

(3) その他必要な事項

(略)

(附) 参考資料

2 森林の現況

(9) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類		松くい虫			カシノナガキクイムシ		
年 度		R2	R3	R4	R2	R3	R4
総 数		1,036	1,012	999	343.67	126.23	338.81
広島市		840	820	810	163.59	24.34	23.55
大竹市							
廿日市市					67.35	45.53	255.91
安芸郡	府中町						
	海田町						
	熊野町						
	坂 町						
山県郡	安芸太田町	196	192	189	39.41	28.10	27.48
	北広島町				73.32	28.26	31.87

種 類		火 災			シ カ		
年 度		R2	R3	R4	R2	R3	R4
総 数		0.64	3.83	0.90	0.07	0.14	0.42
広島市		0.11	0.35	0.07	0.07	0.14	0.42
大竹市			1.17				
廿日市市		0.16	2.27	0.10			
安芸郡	府中町						
	海田町						
	熊野町		0.01				
	坂 町						
山県郡	安芸太田町			0.03			
	北広島町	0.37	0.03	0.70			

注 1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

2 四捨五入のため内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

7 林分密度管理図

(1) スギ林の収量比数 R_y による管理表

		上 層 樹 高 m																														数字は収量比数 (Ry)		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
立木密度 本/ha	3000	0.05	0.13	0.23	0.32	0.40	0.48	0.56	0.62	0.68	0.73	0.78	0.82	0.86	0.89	0.92	0.95	0.98	1.00															
	2900	0.05	0.13	0.23	0.31	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.97	0.99															
	2800	0.05	0.13	0.21	0.29	0.38	0.46	0.55	0.63	0.66	0.71	0.76	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00														
	2700		0.21	0.29	0.37	0.45	0.52	0.59	0.64	0.70	0.74	0.79	0.83	0.86	0.89	0.92	0.95	0.97	0.99															
	2600		0.20	0.28	0.36	0.44	0.51	0.57	0.63	0.69	0.73	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.98															
	2500			0.27	0.35	0.43	0.50	0.56	0.62	0.67	0.72	0.76	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99														
	2400			0.34	0.42	0.48	0.55	0.60	0.66	0.70	0.75	0.79	0.82	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00														
	2300			0.33	0.40	0.47	0.53	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99														
	2200				0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.68	0.72	0.76	0.79	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00													
	2100				0.38	0.44	0.50	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00												
	2000				0.37	0.43	0.49	0.54	0.60	0.64	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00											
	1900				0.35	0.41	0.47	0.53	0.58	0.63	0.67	0.71	0.75	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99											
	1800				0.34	0.40	0.46	0.51	0.56	0.61	0.65	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00										
	1700				0.38	0.44	0.49	0.54	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99											
	1600					0.42	0.47	0.52	0.57	0.61	0.65	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99										
	1500					0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.70	0.74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.97	0.99										
	1400					0.48	0.52	0.57	0.61	0.64	0.68	0.71	0.74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98											
1300					0.46	0.50	0.54	0.58	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.77	0.79	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.98	0.99								
1200						0.55	0.59	0.62	0.66	0.69	0.72	0.74	0.77	0.79	0.81	0.84	0.86	0.87	0.89	0.91	0.93	0.94	0.95	0.97										
1100							0.49	0.53	0.56	0.60	0.63	0.66	0.69	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.88	0.90	0.91	0.93	0.94								
1000							0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.63	0.66	0.69	0.71	0.73	0.77	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.89	0.90	0.92									
900							0.43	0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.62	0.64	0.67	0.69	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.82	0.84	0.85	0.87	0.88								
800							0.39	0.43	0.46	0.49	0.52	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.81	0.83	0.85								
700							0.39	0.42	0.45	0.48	0.51	0.53	0.56	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.80									
600								0.38	0.41	0.43	0.46	0.49	0.51	0.53	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75									
500								0.33	0.36	0.38	0.41	0.43	0.45	0.48	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.67	0.69									
400									0.30	0.32	0.35	0.37	0.39	0.41	0.43	0.45	0.47	0.49	0.51	0.53	0.55	0.56	0.58	0.60	0.61									
300										0.24	0.26	0.28	0.30	0.31	0.33	0.35	0.37	0.39	0.40	0.42	0.44	0.46	0.47	0.49	0.50	0.52								
200														0.20	0.21	0.23	0.24	0.26	0.27	0.29	0.30	0.31	0.33	0.34	0.36	0.37	0.38	0.40						
100															0.11	0.12	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.21	0.22	0.23						
		上層樹高(m)																																
地 位	1等地 (地位指数で256m程度)	10	10	11	12	14	15	16	17	18	20	21	23	25	27	29	31	34	37	40	45	50	57	68	91	100以上								
	1~2の中間 (地位指数で224m程度)	10	11	13	14	15	16	18	19	21	23	25	27	29	32	35	39	44	49	57	70	100以上												
	2等地 (地位指数で192m程度)	11	13	14	16	17	19	21	23	25	27	30	34	38	42	49	57	73	100以上								林 齢 (年)							

※↑ 枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる

7 林分密度管理図

(2)ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表

